**令和５年度**

**福島県小規模法人のネットワーク化による協働推進事業の二次募集について**

**１　事業概要**

地域共生社会の実現に向け、社会福祉法人の連携を推進する新たな手法として、令和４年度に施行された「社会福祉連携推進法人」の設立を促進する。

また、小規模な社会福祉法人等による地域貢献事業の推進を図るため、複数法人が参画するネットワークを構築し、ネットワーク参画法人による協働事業の試行や、当該試行に必要な研修、人事交流等の取組を推進する。

**２　事業対象者**

（１） 社会福祉連携推進法人設立支援事業

福島県内に主たる事務所を置く社会福祉法人を含む複数の法人等が連携し設立する連携推進法人設立準備会等の代表である社会福祉法人

（２） 小規模法人ネットワーク化事業

福島県内に主たる事務所を置き、一の社会福祉法人において一の施設又は事業所を運営している社会福祉法人又はそれと同規模と知事が認める社会福祉法人等が構築する法人間連携プラットフォームの代表である社会福祉法人

**３　募集通知等**

・募集通知

・福島県小規模法人のネットワーク化による協働推進事業費補助金交付要綱

・福島県小規模法人のネットワーク化による協働推進事業募集要領（二次募集）

**４　応募期限**

令和５年９月２９日（金）

**５　提出書類**

①　事前協議書

②　事業計画書

ア　社会福祉連携推進法人設立支援事業（事前協議書別紙１－１）

　イ　小規模法人ネットワーク化事業（事前協議書別紙１－２）

③　所要額調

ア　社会福祉連携推進法人設立支援事業（事前協議書別紙２－１）

　イ　小規模法人ネットワーク化事業（事前協議書別紙２－２）

④　前事業年度の事業報告書及び決算書の写し

**６　提出方法**

１部を郵送又は電子メールにより福島県保健福祉部社会福祉課（福祉監査担当）に提出

送付先：〒960-8670　福島市杉妻町2の16　（西庁舎７階）

E-mail：fukushikansa@pref.fukushima.lg.jp

**７　選定後の手続**

　今回提出された協議書の審査の結果、補助金の内示を受けた法人は、補助金の交付申請書を提出していただきます。